

校長	副校長 教頭	教務主任	保健主事	養護教諭	学年主任	担任

新型コロナウイルス感染症に係る報告書

滋賀県立長浜北星高等学校・長浜北星高等養護学校

年 組 番 生徒名

発病（判明）した日 または欠席を指示された日	令和 年 月 日
症 状	発熱 ・ 咳症状 ・ 鼻水鼻づまり ・ 喉の痛み その他（ ）
医療機関・保健所名	
医師・保健所等の 診断名	新型コロナウイルス感染症
医師・保健所等の指示	入院・自宅療養・自宅待機・その他（ ）
出席を停止した期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

医師等の指示に従い、出席を停止したことを報告します。

添付書類： （医療機関等からの収受用紙等があればコピーを添付）

滋賀県立長浜北星高等学校・長浜北星高等養護学校長 様

令和 年 月 日

保護者名 印

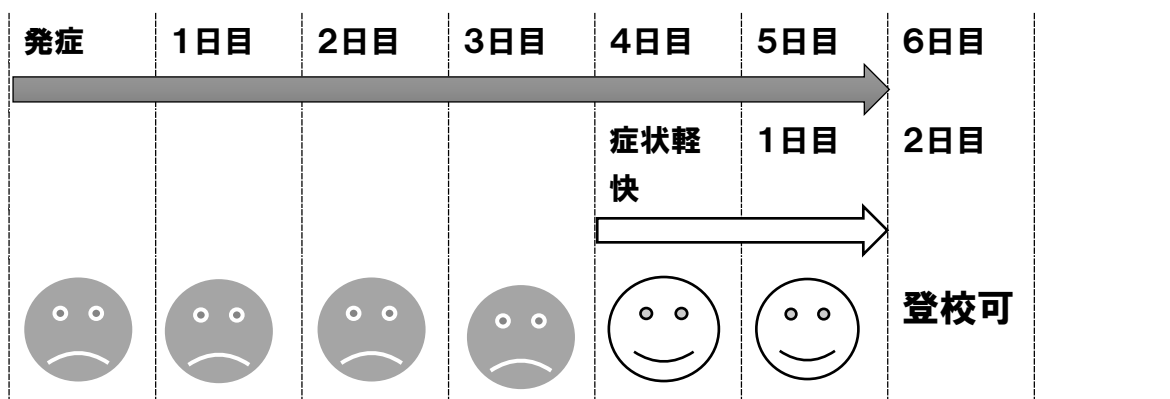
出席停止期間：発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

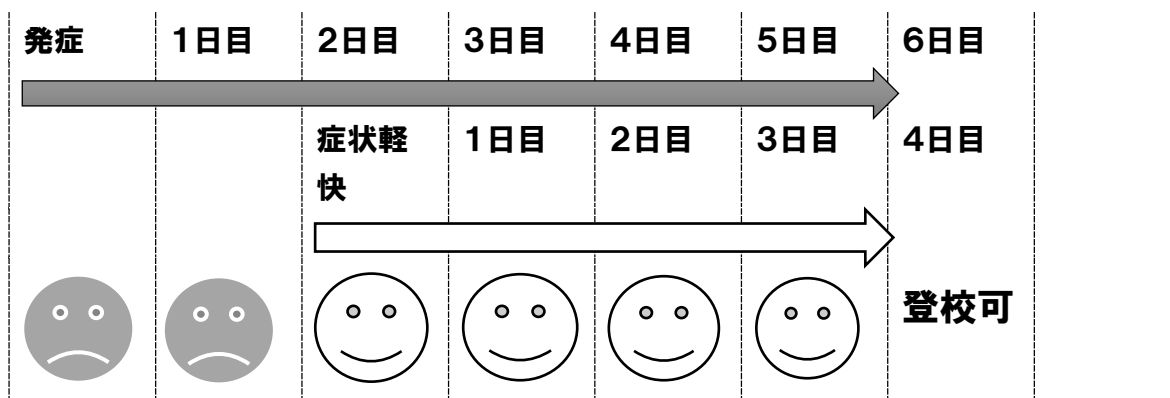
学校保健安全法施行規則の改正により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となりました。新型コロナウイルス感染症罹患後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

- ①発症後5日を経過していること ②症状が軽快した後1日を経過していること

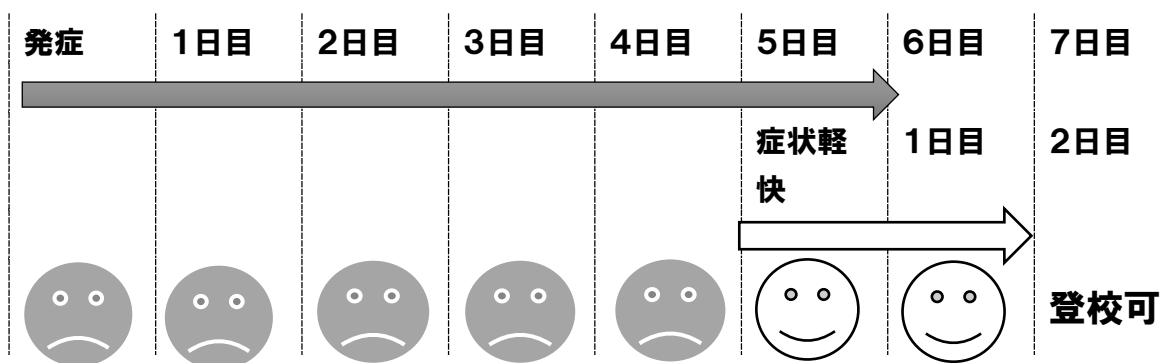
発症とは発熱等の症状がみられたことを指します。日数の数え方は発熱等が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、症状が軽快して1日以上経過しても、発症後5日を経過していない為、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日を経過していても、症状が軽快して1日経過していないため、登校できません。発症後7日目に登校できます。